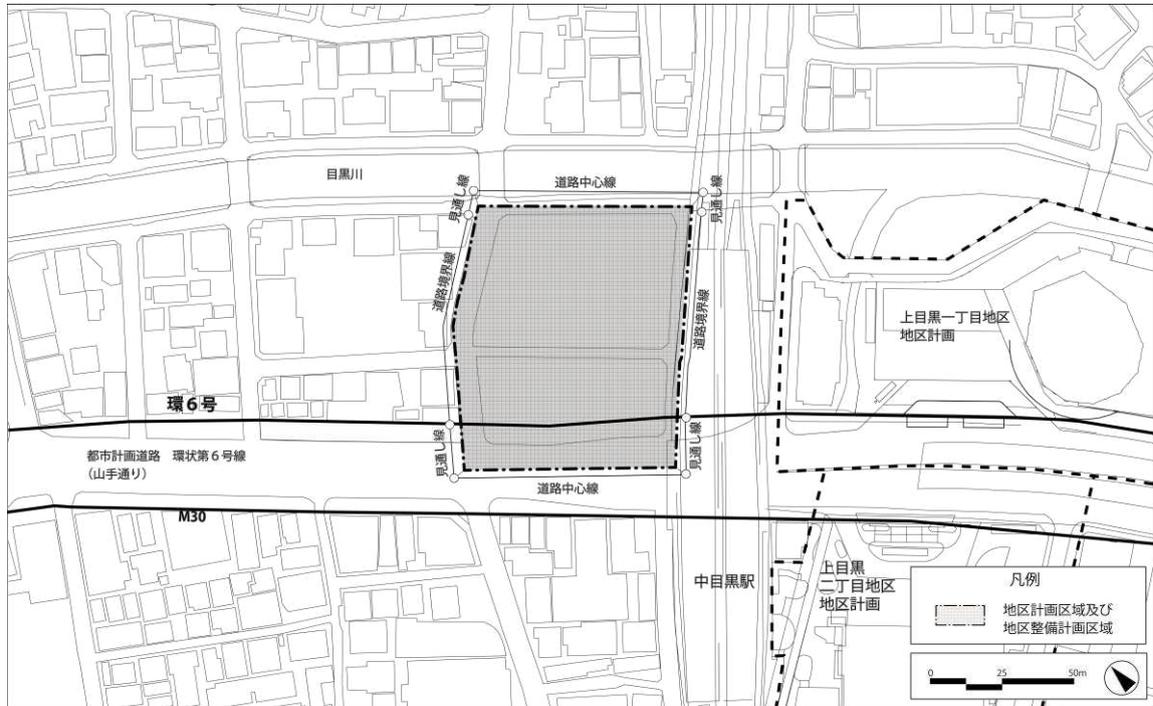


中目黒駅前北地区 地区計画（原案の案）

1 中目黒駅前北地区 地区計画（基本方針）

(1) 地区の位置

目黒区上目黒一丁目20番、21番



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第141号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第129号、令和7年7月1日。

位置図

(2) 地区の面積

約 0.6ha

(3) 地区計画の目標

中目黒駅前北地区（以下「本地区」という。）は、都市計画道路環状第6号線と目黒川にはさまれた商業と住宅とが共存する地区であり、かつ東急東横線、東京メトロ日比谷線が乗り入れる中目黒駅に接し、交通利便性の高い地区である。

中目黒駅周辺は、「都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）」において、「中枢広域拠点域」に位置付けられており、地域の将来像として、商業、業務、居住などの機能の集積、建築物のリノベーションや目黒川との調和による個性的な店舗や飲食店等の集積、大学の立地などにより、文化・交流が生まれる拠点の形成が示されている。

また、「目黒区都市計画マスタープラン（令和5年4月）」では「創造的コミュニケーションがあふれるまち」を基本理念に、駅周辺における都市基盤の整備や都市機能の更新を進めるとともに、職・住・遊・学の多様な機能が集積し、公共空間や民有地の広場・空地等を活用した公民連携のまちづくりの取組により、居心地が良く歩

きたくなるまちなかを創出することで、多様な文化や交流が生まれるまちを形成すると示されている。

具体的なまちづくりの方向性を示した「中目黒駅周辺地区整備計画（平成31年1月）」では、駅前における混雑緩和や道路整備、歩行者動線の機能強化、並びに建物の不燃化、耐震化や都市型水害対策などを進めながら、回遊促進拠点としての機能を強化することとしており、公民連携によって策定した「ナカメ未来ビジョン（令和6年3月）」では、歩行者優先のゆとりある環境を創出するウォークブルネットワークの構築やオープンスペース等を憩いや交流の場として利活用するまちなか拠点づくりを目標としている。

一方で、現状としては、山手通りの拡幅によって生じた狭小敷地や従前からの細街路により、駅前としての健全な都市機能の更新が困難な状況にあり、老朽建築物の集積やオープンスペースの不足による防災上の課題や、歩車分離が図れていないことによる交通安全上の課題が生じている。

そこで本地区では、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、魅力的なオープンスペースの確保、安全な歩行空間の整備、駅前における防災性の向上、都市機能の増進に資する商業や住宅等の充実を図ることで、人々の滞留や回遊、憩い、交流を生み出す、安全で快適なまちなか拠点の形成を図ることを目標とする。

（4）土地利用の方針

歩行者優先の安全でゆとりある環境の創出や、駅前防災機能の向上を図るため、敷地の統合や建物の共同化による土地の合理的かつ健全な高度利用とオープンスペースや歩行空間の確保を一体的に行う。また、憩いとにぎわいのある複合市街地を形成するため、質の高い都市型住宅や商業施設等の立地を誘導する。

（5）地区施設の整備の方針

中目黒駅から代官山方面や池尻大橋方面を結ぶ歩行空間の充実を図るとともに、目黒川に面した憩いと交流の空間の確保や駅前防災機能の拡充を図るため、道路や広場、歩道状空地、歩行者用通路を整備する。上記の全体方針の達成に向けて、各地区施設の整備の方針を次のように定める。

ア 道路

土地の合理的かつ健全な高度利用を促進するため、適切な街区を形成する歩車分離がされた区画道路を整備する。また、鉄道高架下と広場に面した快適に通行できる歩行空間を創出するため、鉄道高架沿いの道路は自転車歩行者専用化又は歩行者専用化する。

イ 広場

低層階の商業施設等との連続性を活かしたオープンカフェや休憩所の設置、案内板・広告旗などを活用したまちへの情報発信、地域のエリアマネジメント等と連携したイベントやまちづくり活動の場、豊かな緑化空間となるよう整備する。

災害時において帰宅困難者等が緊急的に避難できるスペースとして活用できるよう整備する。特に地上2階以上に設ける立体広場は、水害時の想定浸水深より高い位置に整備する。

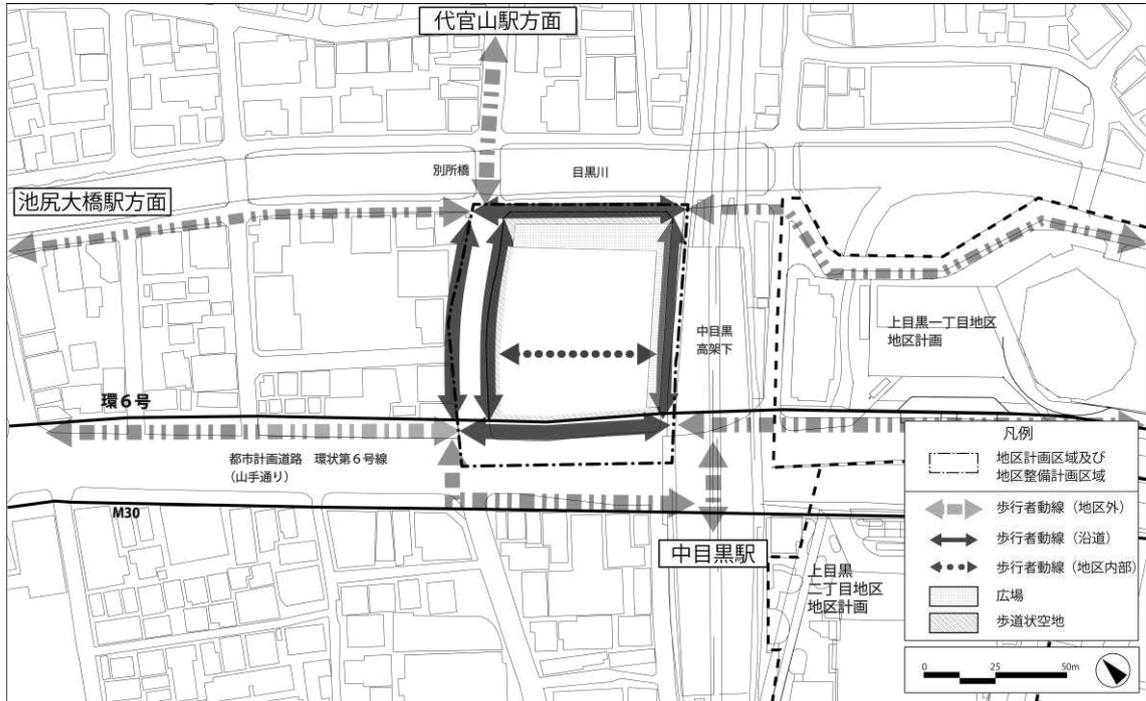
ウ 歩道状空地

安全で快適な利便性が高くゆとりある歩行空間を確保するため、道路や広場と

連続した歩道状空を整備する。

エ 歩行者用通路

駅周辺の回遊性向上のために、敷地内を貫通する歩行者用通路を整備する。



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第141号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第129号、令和7年7月1日。

方針附図

(6) 建築物等の整備の方針

周辺環境に配慮した駅前の防災性の向上に資する複合市街地の形成と広域生活拠点にふさわしい都市空間の実現を図るため、建築物等の整備の方針を次のように定める。

- ア 高品質な居住環境の実現と子育て世代の居住促進を図る都市型住宅と、憩いとにぎわいのある商業施設等の立地を誘導する。
- イ 良好な居住環境と魅力ある複合市街地に相応しい土地利用の誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定める。
- ウ 敷地統合を促進し適正かつ合理的な土地利用を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。
- エ 安全で快適なオープンスペースと歩行空間等を確保するために、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。
- オ 合理的な土地利用の促進を図りつつ、周辺との調和に配慮し、良好な街並み形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。
- キ 駅前に相応しい景観創出のために、建築物の形態又は色彩その他意匠の制限を定める。
- ク 水害時における被害低減を図るため、想定浸水深より高い位置に住宅の居室

や防災センター及び建築物の自立性確保のための電気設備等を設置する。

ケ 駅前における健全な地域環境の形成を図るため、指定喫煙所及び公共トイレを導入する。

コ 環境負荷の低減対策を図るとともに、多層的で連続的な緑化景観を形成する。

2 中目黒駅前北地区 地区計画（地区整備計画）

(1) 地区の概要

ア 位置

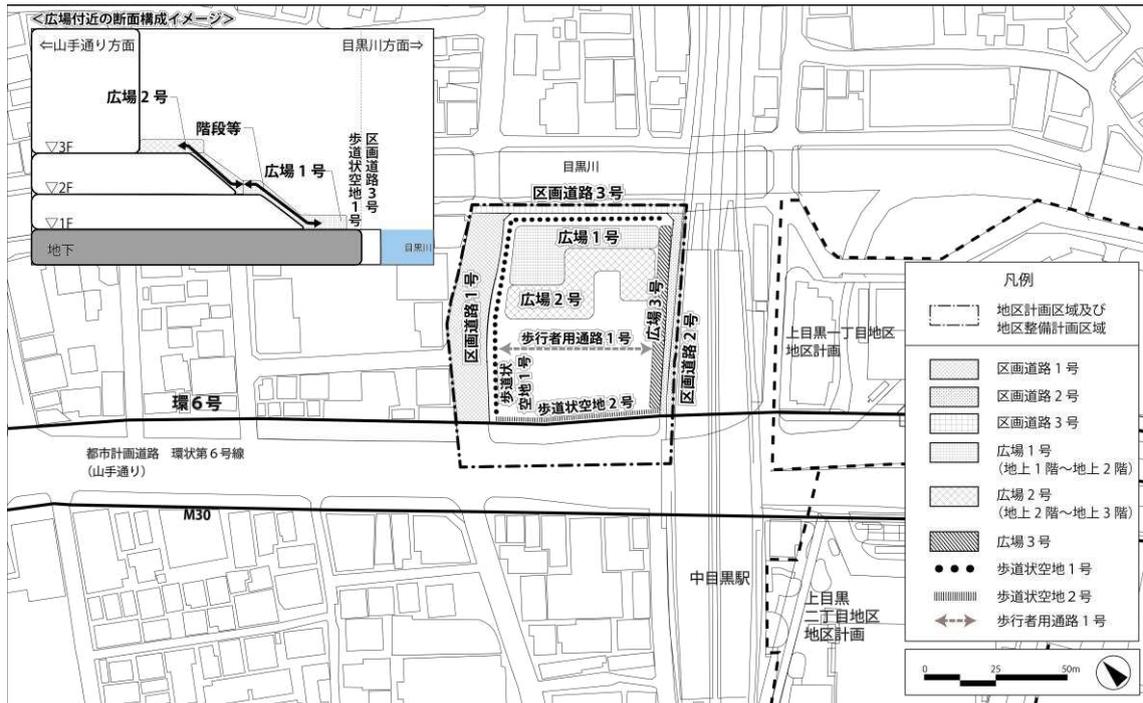
上目黒一丁目20番、21番

イ 面積

約0.6ha

ウ 地区施設の配置及び規模

種類	名称	幅員 []は全幅を示す。	延長	面積	備考
道路	区画道路1号	約8.5m～約11.5m [約8.5m～約11.5m]	約65m	—	拡幅
	区画道路2号	約4.0m [約4.0m]	約60m	—	再整備（自転車歩行者専用化又は歩行者専用化）
	区画道路3号	約2.7m [約5.4m]	約55m	—	既設
広場	広場1号	—	—	約470㎡	新設 （階段・昇降機含む・排気塔は除く） 地上1階～地上2階
	広場2号	—	—	約650㎡	新設（階段・昇降機含む） 地上2階～地上3階 （地上2階の広場は敷地内の浸水予想水位T.P.10.3m以上の高さに整備する）
	広場3号	—	—	約230㎡	新設
その他の公共空地	歩道状空地1号	約4.0m	約110m	—	新設
	歩道状空地2号	約2.0m	約50m	—	新設
	歩行者用通路1号	約2.0m	約40m	—	新設（屋内）



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第141号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第129号、令和7年7月1日。

地区施設図

(2) 制限の内容

ア 建築物等の用途の制限

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
の用に供する建築物は建築してはならない。

イ 建築物の敷地面積の最低限度

敷地の狭小化を抑制するとともに、敷地統合と共同建替えを誘導するため、
500㎡とする。

ウ 壁面の位置の制限

建築物の外壁、これに代わる柱の面又は門若しくは塀は、計画図に示す壁面の
位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当す
る建築物は、この限りでない。

- (ア) 高さが2.5m以上の部分に設ける落下物防止及びその他歩行者の安全
性、快適性を確保するために設ける屋根、ひさしその他これに類するもの
- (イ) 通行上支障がない煙突、給排気施設、消防設備の部分

エ 壁面後退区域における工作物等の設置の制限

壁面の位置が制限された区域においては、広告物、看板その他歩行者の通行の
妨げになるような工作物（高さが2.5m以上の部分に設けるものを除く。）を設置して

はならない。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではない。

- (ア) 横断防止柵、ひさし等の歩行者の安全性を確保するためのもの
- (イ) 通行上支障がない植栽柵等の緑化施設、街路灯、電線類地中化に伴う変圧器等
- (ウ) 通行上支障がない施設案内板、サイン、デジタルサイネージ等
- (エ) 広場3号におけるにぎわいの創出に資するオープンカフェ等の運営上必要で撤去可能なテーブル・イス等
- (オ) その他公益上必要なもの

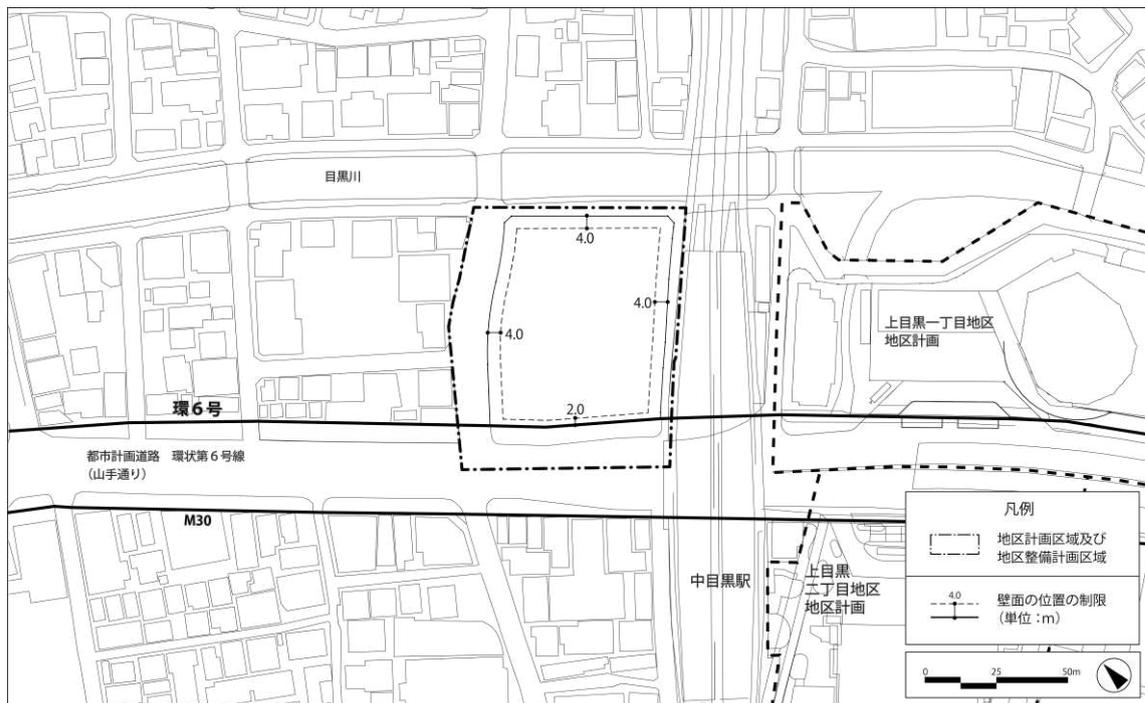
オ 建築物等の高さの最高限度
160mとする。

ただし、周辺環境に対して、配置計画や壁面の分節化による圧迫感低減に努める等、一定の配慮が図られ、市街地環境改善と良好な景観形成に資するものとする。

カ 建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限

色彩や形態等の意匠については、「目黒区景観計画」を踏まえて、以下のように定める。

- (ア) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。
- (イ) 屋外広告物は、地域の実情を踏まえて美観及び周辺環境を損なう恐れのないものとする。



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第141号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第129号、令和7年7月1日。

壁面の位置の制限図